

令和５年度火力発電所の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署

１．立入検査の目的

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署管内の火力発電所に対して、電気事業法（以下「法」という。）第１０７条に基づき、法の目的である公共の安全を確保するため、以下の項目等について、自主保安体制の実態を把握するとともに、事故の未然防止等の目的として毎年立入検査を実施しています。

- ①事業用電気工作物の法第３９条第１項の経済産業省令で定める技術基準への適合状況
- ②法第４２条第１項に規定する保安規程の遵守状況等
- ③法第４３条第１項及び第２項に規定する主任技術者の選任状況並びに事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務状況
- ④公害関係適合状況

２．立入検査の対象設備

管内の火力発電所（令和４年度末までに運転を開始したもの）を対象に実施しました。

		立入検査実施	発電所数
事業用		１	
自家用	汽力	１	
	ガスタービン	０	
	内燃力	０	
	計	２	

３．立入検査の内容

(1) 手続きの状況

(2) 保安規程の遵守状況

- ①保安管理体制
- ②保安教育
- ③電気工作物の巡視、点検及び検査
- ④電気工作物の運転、操作
- ⑤事故及び異常時の措置
- ⑥記録

(3) 事故の発生状況

(4) 事故分析と事故防止対策の状況

(5)公害防止の状況

①排出基準の適合状況（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）

②測定の数値適合状況

③記録整理及び保管状況

④騒音・振動規制基準等の適合状況

(6)発電設備の技術基準の適合状況

4. 立入検査の結果

項 目		不 備 （ 指 摘 ） 事 項	件数
1. 手続きの状況			0
2. 保安規程の遵守状況	①保安管理体制	・保安規程に基づく、主任技術者不在時の措置として代務者が指名されていない。	1
	②保安教育		0
	③電気工作物の巡視、点検及び検査		0
	④電気工作物の運転、操作		0
	⑤事故及び異常時の措置		0
	⑥記録		0
3. 公害防止の状況 （排出基準適合性、JIS適合性、記録整理・保管、騒音・振動基準等適合性）			0
4. 技術基準の適合状況			0

不備（指摘）事項は、改善した旨報告を受けている。

5. まとめ

- ・立入検査の結果、当該電気工作物について、技術基準に抵触するような事例は認められませんでした。保安規程の遵守状況において不備が見受けられました。
- ・また、日常点検について設備改修などで点検を行っていない日の事由を明確に記載していない事例、及び電気工作物の定期点検結果について電気主任技術者の押印等がなく書面で明確になっていない事例（※口頭指導）が見受けられました。
- ・ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者におかれましては、今一度、事故の未然防止及び更なる保安力向上の観点から、保安規程・社内手順書等の内容を再確認し、必要な見直しを行っていただくとともに、工事・維持及び運用に関わる者に対し、定期的な教育・訓練を計画的に実施することで、保全管理に万全を期すよう努めていただきたいと思います。